



農山漁村の女性の エンパワーメントとジェンダー平等

～平和で公正、持続可能な社会へのカギ～

新日本婦人の会国際部長

平野恵美子

第56回国連女性の地位委員会（CSW56）

が、2月27日から3月9日の日程で、ニューヨークの国連本部で開催されました。今年の優先テーマ「農山漁村女性のエンパワーメントと貧困と飢餓の根絶、開発、現在の課題における役割」を中心に、第52回CSWの合意結論「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金提供」の実施状況の検討と、新たな課題として「ジェンダー平等の前進へ、若い女性・男性、女兒と男児の関与」について議論が行われました。最終日の9日、7本の決議を採択するも、合意結論については協議がまとまらず、会期を延長して15日に再度委員会を開きましたが、結局採択されないまま閉会となりました。合意結論が採択されなかったのは、初めてのことです。

※採択された決議

自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント／女性性器切除（FGM）の撲滅／パレスチナ女性の状況及びその支援／紛争下で捕虜とされた女性・子ども及び拘留された人の釈放／女性のエンパワーメントを通じての妊産婦死亡・疾病の撲滅／先住民女性Ⅱ貧困及び飢餓撲滅のための重要な行為者／女性、女兒とHIV及びAIDS

〈特徴と課題〉

CSW56の優先テーマである「農山漁村女性のエンパワーメント」は、貧困と飢餓、格差を解消し公正な社会をどうつくっていくのか、食料不足や自然災害の多発の要因にもなっている気候変動に対処し、持続可能な社会をどうつくっていくのか、さらに女性に対する暴力、地域社会の破壊をもたらす紛争をなくして人権が守られる平和な社会をどうつくっていくのか、まさにいま、国際社会が一致してとりくまなければならない課題の解決と、深く結びついている問題です。ミレニアム開発目標の推進にも大きくかわる分野であり、6月に開かれる「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」にも、CSW56の議論の結果が反映されることもあって、政府の代表には閣僚や高官が多く、NGOも435団体から2084人が参加と、関心の高さを示しました。

合意結論の協議は非公式会合で行われるため、詳細は明らかではありませんが、採択された諸決議をめぐる議論にもあらわれたように、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の推進に対し、中絶につながるものとして反対する、性器切

農山漁村女性の現状

- ・開発途上国の極度の貧困にある14億人中70%が農山漁村に住み、その3分の1がサハラ砂漠以南のアフリカ、約半数が東南アジアの人々。
- ・2010年、9億2500万人が慢性的飢餓状態にあり、その60%が女性
- ・農山漁村人口の86%が農業で生計を立てており、小自作農に雇用されている、または土地をもたない労働者約13億人のうち、43%が女性。
- ・世界の貧しい畜産業者約4億人中約3分の2が女性。
- ・世界中で8億8400万人が安全な飲み水がなく、16億人が安定したエネルギー資源をもたず、10億人が道路へのアクセスがなく、26億人が十分な衛生施設を持たず、27億人がたき火と昔ながらの調理用コンロを使っている。農山漁村の女性は、社会基盤やサービスがないもとで、無償労働の大半を担っている。
- ・中国以外の開発途上国の農山漁村では、20歳から24歳の女性の45%が18歳になる前に結婚または結婚状態に入っている(都市部では22%)。

(UN WOMEN ホームページより)

除や名誉殺人、ダウリ(持参金)、児童婚など有害な伝統的慣習の根絶に対し、有害でないものも含む可能性があるとして反対するなどの対立が大きな要因と指摘されています。合意結論不採択という事態に対し、NGOは共同声明を発表しました。「国家間の政治的争いのために、女性の人権の前進が阻まれてはならない。私たちは、女性の権利についてのすでに確立された国際合意に関して、いかなる交渉再開にも反対し、女性の人権と基本的自由の推進、保護、実現への献身を表明するようもとめる」として、一部の政府が女性の人権と基本的自由より「伝統的価値」を守ることを優先したこと、いわゆる「道徳的」価値を持ち出して女性の性と生殖に関する

健康と権利を否定したことに懸念を表明し、「社会的・宗教的道徳や家父長的価値は、女性に対する暴力を正当化するために使われてきた」と指摘。「私たちは、国連加盟国と国連の人権・開発にかかわる諸機関にたいし、基本的人権規範、基準、原則を受け入れない伝統的価値や慣習に異議を唱える先頭に立っている、女性団体・組織の重要な役割を認め支援するようもとめる」ということばで締めくくっています。

UNウイメンのミチエル・バチエレ事務局長は、合意結論が採択されなかったことへの失望を表明する一方、重要な決議が採択されたこと、各国政府が農山漁村の女性・女児の生活上と権利保障のために、資金投与を含

め優先してとりくむことへの誓約を表明したことを成果としてとらえ、女性差別撤廃条約や北京行動綱領をはじめとする、女性の権利に関するさまざまな国際合意にもとづいて前進していこうと述べました。

＜日本政府提案の決議とNGOの関与＞

CSW56は、昨年3月11日の東日本大震災と東京電力福島第一原発事故を経た日本にとって、その教訓や課題を共有し議論に貢献する場となりました。

日本政府は今回、橋本ヒロ子日本代表をはじめ、NGO代表、内閣府、農林水産省、文部科学省、厚生労働省、国連日本政府代表部、JICA(国際協力事業団)、NVEC(国立女性教育会館)からなる代表団を派遣。橋本代表は一般討論の演説で震災時の各国の支援に感謝を述べ、CSW56のテーマが第3次男女共同参画基本計画の15の重点分野のひとつにあげられているとし、農山漁村女性の起業支援や「家族経営協定」など女性の地位向上のとりくみを紹介し、UNウイメンへの拠出増額を表明するとともに、震災発生時とその後女性NGOが果たした役割を強調しました。

また、今回初めて日本政府は「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメ

Thank You Very Much for Your Support and Solidarity for the Victims of the March 11 Earthquake, Tsunami and Nuclear Accident in the Tohoku Region!



Women's Solidarity Making a Difference

Act Together for a Nuclear Weapon-Free, Peaceful, Just and Sustainable World

New Japan Women's Association



Since 1962

Address: 5-10-20, Koishikawa, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0002 JAPAN
Phone: +81-3-3814-9141 Fax: +81-3-3814-9441
E-mail: s-intl@shinfujin.gr.jp URL: http://www.shinfujin.gr.jp

CSWNGO 委員会作成の CSW56 に参加する NGO 向けパンフレットに出した新婦人のメッセージ広告。今年は大震災被災者への支援と連帯への感謝をこめた。

潘基文事務総長～国際女性デー前夜のイベントでの発言から

「農山漁村の女性・女兒は、世界人口の4分の1を占めているにもかかわらず、所得、教育、健康から意思決定への参加まで、経済、社会、政治のあらゆる指標において最低レベルにある。女性が土地の所有権や貸し付けを受けられない国々ほど、栄養不良の子どもたちが多し。農山漁村の女性をエンパワーすることによって、世界の2億人の子どもたちを苦しめている成長阻害という、開発の隠された悲劇を終わらせることができる。基本的人権とすべての人に恩恵を与える力として、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントにとりくむよう、各国政府、市民社会、民間セクターにもとめる。」

ント」と題する決議案を提出、最終日に日本を含む50カ国が共同提案国となり、総意によって採択されました(11ページ参照)。

決議は、防災、災害発生時、復旧・復興のすべての段階にジェンダー視点を取り入れ、意思決定過程に女性の参加を確保する、災害後の対応に女性や子育て家庭のニーズに配慮した支援をおこなう、女性に対する暴力の予防、被害者保護に特別配慮する、復興期に女性の雇用を支援する、男女別・年齢別の統計を把握し、災害救援の成功例や教訓を共有し防災計画などに反映する、市民社会、女性ボランティアなどの役割を認め奨励する、各国や国連機関などにおける防災のとりくみに引き続きジェンダー視点を取り入れる、という内容で

す。大震災では避難所の運営などさまざまな場面で女性や子ども、高齢者、障害者などへの配慮がないことが指摘され、新婦人はじめ女性団体がくりかえし政府に要請を行なってきました。今回の決議は、そうした私たちNGOの声があつてできたものであり、今後防災対策や町づくりなどについて政府や自治体に要請する際に活用できるものです。

日本のNGOも積極的に活動しました。国際婦人年連絡会、国連NGO国内婦人委員会、日本女性監視機構(JAWW)の3団体主催、国連日本政府代表部後援による「災害・復興とジェンダー平等―東日本大震災と津波」と題するサイドイベントのほか、(社)農山漁村女性・生活活動支援協会主催の「食料の安全保障と持続的な発展における女性の

役割 農村と都市の協力」や、(財)アジア女性交流・研究フォーラム主催の「日本の農村女性のエンパワーメント―経済のグローバル化と東日本大震災の影響下で」、特定非営利法人ヒューマンライツ・ナウ、日本弁護士連合会主催の「3・11から1年 東日本大震災と原子力発電所事故の影響を受けた地方女性たちの現状」という3つのパラレルイベントが開催され、いずれも多数が参加しました(サイドイベントは国連ビル内で、パラレルイベントは国連外で行われるNGOのイベント)。

サイドイベントでは、震災時の女性センターの役割や被災地での性差医療はじめ支援のとりくみなど、さまざまな視点での報告がありました。農村関連の2つのパラレルイベントは、グリーン・ツーリズムやグリーンマーケットなど農業の多様性や教育力を生かした活動、都市との連携などの新しいとりくみの紹介のほか、すでに生産性や担い手不足におちいつている日本の農業に、大震災・原発事故とグローバル化・TPPという2つの新たな要因がどのような被害をあたえるのか、農村女性の深刻な状況を報告する、注目すべき内容になりました。「3・11から1年」では、福島の2家族が参加し、安心安全キャンペーンの中で発信が困難になっている福島の女性たちの現状をうったえるとともに、原発問題



が健康、リプロダクティブ・ヘルス・ライツにかかわる問題であり、原発あるところを含め世界のすべての人に共通の問題であることを明らかにする、有意義なものとなりました。

〈第5回世界女性会議の開催へ〉

国際女性デーの3月8日、ナーセル・アブドゥラジス・アルセナル第66回国連総会議長と潘基文国連事務総長が共同声明を発表し、第4回世界女性会議（1995年、北京）から20年めの2015年に第5回世界女性会議を開くことを提案、各国政府に総会で開催の是非や受入国などについて検討するよう求めました。今後、国連総会で具体的に議論さ

れていきます。

世界女性会議は1975年の第1回会議（メキシコ）に始まり、「女性のエンパワーメントのための行動綱領」を打ち出した第4回の北京会議には190カ国の政府代表と3万人のNGOが参加して、女性運動の前進の大きな画期となってきました。2000年、国連特別総会「女性2000年会議」として開かれた「北京+5」の会合で、性と生殖に関する女性の自己決定権や、性器切除をはじめとする女性に有害な慣習の根絶の問題などを中心に北京会議の合意を後退させる動き（バックラッシュ）が起こったことから、以後は「北京+10」、「北京+15」など節目の会合は特別に位置づけながらも、毎年のCSWで北

京の合意の実行をフォローアップし新しい問題も議論するという方式が続けてきました。

NGOを中心に、女性運動のさらなるステップアップと若い世代の運動への参加を促す力にと、第5回世界女性会議の開催をもとめる声が強まり、今回の提案につながりました。現在の経済状況のもとで、現場からの参加が可能なのか、合意文書の策定を巡って「北京+5」のような事態が再現されるのでは、など課題もありますが、核兵器廃絶をめざす動きの前進や中東の変化、格差是正をとめるオキュパイ運動の広がりなど新たな情勢のもとで、運動においても政治においても意思決定に女性が平等に参加することが、いっそう重要になっています。女性たちのグローバルな交流と共同をすすめる、ジェンダー平等の推進ですべての人にとって平和で公正、持続可能な社会の実現への力になるものとして、第5回世界女性会議への期待が高まっています。

（写真提供はJAWW日本女性監視機構の原ひろ子さん、小林三津子さん、石川美幸さん）

（上）サイドイベント「災害・復興とジェンダー平等―東日本大震災と津波―（中）パラレルイベント「日本の農村女性のエンパワーメント―経済のグローバル化と東日本大震災の影響下で―」（下）NGO・CSW委員会による恒例のバザー

もありました。

避難所では、長期の避難生活によるストレスや栄養状態の悪化、女性の更衣室がない、生理用品や介護用品、離乳食など特別なニーズに対応した備蓄が不十分という実態で、避難所の運営が男性中心で、女性など弱い立場の人たちが声をあげにくい状況でした。仮設住宅への移行がすすんでいます、劣悪な生活条件と生活の見通しがたかないもとで、女性や子ども、高齢者など弱い立場の人々への暴力や虐待の増加が懸念されています。

防災対策への女性の参加状況は、2008年の時点で防災会議に占める女性委員の割合は、都道府県の21.3%、市町村では61.5%が0%でした。震災後政府が設置した政府の東日本大震災復興構想会議は15人中、女性はわずか1人(6.7%)、同検討部会は19人中2人(10.5%)、原発事故調査・検証委員会は10人中2人(20%)と、女性の参加が圧倒的に低いのが実情です。

農山漁村の女性たちのエンパワーメント～防災と復興の視点から

新日本婦人の会は、第56回CSWの議論において加盟国が以下の点を考慮するようもとめます。

◆農山漁村の女性たちのエンパワーメントのために、女性差別撤廃条約と選択議定書、北京行動綱領とそのフォローアップ文書をはじめとするジェンダー平等と女性の地位向上のための国際合意や国際法を全面的に実施し、日常生活における女性の事実上の平等を実現する。特に、伝統的慣習や性別役割分担意識が根強い農山漁村において、女性差別撤廃条約の実行が重要である。この点で女性差別撤廃委員会が10月19日に採択した「農山漁村女性に関する一般声明」の勧告に注目し、実施にとりくむこと。

◆農山漁村の女性の経済的エンパワーメント促進へ、教育・訓練の平等な機会の保障、小口融資など女性の起業支援とあわせて、国や地方自治体のあらゆる政策の立案、意思決定、実行のすべてに女性の平等な参加を保障し、各産業に従事している女性、生産者団体や地域で活動するNGOの参加や連携を重視すること。

◆女性が大半を担っている育児や介護、地域社会の維持のための無償労働の負担軽減を位置付ける。男女の平等な責任分担を推進するとともに、保育所や介護施設、公共の交通機関の整備など社会的支援を充実させる。

◆農山漁村に住む女性の健康調査と健康診断を制度化し、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの視点と科学にもとづく性教育を推進し、生涯にわたる健康を保障する。

◆女性農業者の地位向上は、農業で生活が成り立つことなしにありえないことを認識し、農産物の価格保証と所得補償を組み合わせた価格・経営対策をおこなうこと。農業雇用においても非農業分野における雇用においても、ディーセント・ワークを推進すること。

◆将来の食糧危機が予測される今、食糧主権の原則に立った農業政策をすすめて食料自給率を高めるとともに、農産物を投機の対象にしない国際ルールを確立し、貧困と格差を拡大する自由貿易協定を見直すこと。

◆民営化、規制緩和、貿易と資本流通の自由化をすすめる構造調整政策と予算配分を見直し、社会保障や公共サービス、農山漁村のインフラストラクチャーへの国の投資を増やすこと。

◆災害時に女性、子ども、高齢者、障がい者など社会的に弱い立場にある人々が、性暴力含む人権侵害や不利な状況にあわないための対策を重視し、情報伝達や物資配給、安全な避難場所の確保のために特別の手立てをとること。女性の意思決定への参加とジェンダーの視点にたった防災計画をたてること。

◆災害からの復旧・復興にジェンダー平等と持続可能な社会づくりの視点を据えること。復興の名で民営化や規制緩和、大企業の進出を進めることは、地場産業をつぶし、女性のエンパワーメントを阻害する。復興事業は地元の経済活性化になるものとし、地域社会のきずなや独自性をこわさず、現地の雇用とくらしの再生を中心にとりくむこと。

◆食糧生産や農山漁村に大きな影響をおよぼす自然災害の多発化・甚大化を防ぐためにも、気候変動対策を早急にすすめること。太陽光、風力、小水力発電、木材や家畜の糞尿を使ったバイオマスなど農山漁村ですでに進められている多様な実践に学んで、持続可能な社会の実現へエネルギー政策を見直すこと。

◆国連安保理決議1325とその後追い決議の実行、とりわけ国内計画の策定を急ぎ、紛争や戦争の予防・根絶、人間の安全保障を中心にする安全政策に転換する。

◆国連憲章26条にもとづき、軍事費を大幅に削減し、MDG目標の達成を含め人間と環境のニーズ中心へとお金の使い方を転換すること。

第56回国連女性の地位委員会への声明

2011年11月14日 新日本婦人の会

1962年の創立以来、私たち新日本婦人の会（新婦人）は核兵器廃絶、女性・子どもの権利、平和のための世界の女性との連帯を目的に掲げ活動しています。国連経済社会理事会の特別協議資格をもつNGOとして、世界女性会議や国連女性の地位委員会に参加、女性差別撤廃条約や北京宣言と行動綱領はじめジェンダー平等・女性の権利に関する国際合意の国際、地域、および国内レベルでの実施の推進にとりこんでいます。国内においては、約15万の会員がこうした国際合意を学び活用しながら全国の地域や職場で要求実現にとりくみ、さまざまな個人、団体とも協力して草の根の女性の声と要求を自治体や政府に届けています。

2011年3月11日、東日本を襲ったマグニチュード9の巨大地震と大津波、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故は、多くのいのちとくらし、ふるさとを一瞬にして奪いました。とりわけ甚大な被害に見舞われた東北地方の宮城、岩手、福島の3県はじめ日本の私たちに対して、国連・各国政府、NGOや個人など多くみなさんが寄せてくださった支援や激励に、感謝の意を表します。

地震と津波による死者・行方不明者2万人、国際基準でレベル7と評価が下された福島原発事故はいまだ収束の見通しがたたず、放射能汚染への不安が広がっています。東北3県の復興と放射能汚染対策は長期にわたって、日本が最優先で取り組むべき課題です。災害に強い、なによりいのちとくらしが最優先で守られる地域づくりにおいても、放射能の影響から最大限人々の健康と環境を守るとりくみにおいても、政策や計画の立案から意思決定、実行にいたるすべての過程に女性が参加しジェンダーの視点がとりいれられることが不可欠です。

今回の震災でもっとも大きな被害をこうむった3県は、農業や漁業を有力な産業とし、高齢化と過疎化が急速に進んでいる地域です。第56回国連女性の地位委員会の優先テーマ「農山漁村女性のエンパワーメントと貧困と飢餓の根絶、開発、現在の課題における役割」について、震災被害の状況にもとづいて、復興への課題と女性たちの役割という視点で提言します。

大災害の農山漁村への影響 東日本大震災・原発事故が明らかにした問題点

東日本大震災・原発事故による農地・農業用施設などの損害は33,000カ所、7,137億円（約93億米ドル）、農林水産関係の被害は2兆円（約260億米ドル）とみられています。罹災した田畑の一部は回復したものの、立ち入り禁止区域を含めて多くの農地の復旧が手つかずのままです。宮城県では、耕地面積の11%が被害にあいましたが、震災後半年を過ぎても復旧率は30%台にとどまり、離農を検討している農家も少なくありません。原発事故の影響で出荷停止や風評被害で、生産者は汚染されていない作物さえも廃棄せざるを得ませんでした。津波被害を受けた沿岸部では、水産加工場や商店で働いていた女性も多くいましたが、労働者5人以下の事業所は統計対象にならず、実態すらつかめません。保育所や学校給食の女性臨時職員が解雇された事例も報告されており、被災地の雇用状況についてジェンダー統計が必要です。

今回の震災は、歴代政権による第1次産業切り捨て政策と、自治体合併による行政の広域化と公務員削減、「構造改革」による医療機関の統合・縮小の弊害を、被害の拡大、救援・復旧活動の遅れという形で浮き彫りにしました。また、グローバル・ジェンダー・ギャップ指数（2011年135カ国中98位、女性国会議員11.3%）に示されるように、日本におけるジェンダー平等の遅れが、災害時と復興におけるジェンダー視点の欠如という問題となってあらわれています。

震災前の東北地方は、高齢化率（2009年）が岩手県26.8%、宮城県22.1%、福島県24.7%、合計特殊出生率（2008年）がそれぞれ1.39、1.29、1.52と、過疎化のなかで少子高齢化の進行が深刻化していました。自治体合併によってひとつの自治体がカバーする面積が大幅に拡大する一方、消防署員含め自治体職員が1割から2.5割、公立病院と病床も減り、通信・交通網が遮断されるもて住民の安否確認や救援、食糧確保、避難所の運営、被災証明の発行に時間がかかる、救護活動が十分行えないなどの状況が生まれました。教育・学校予算の削減で避難所に指定されている学校の耐震化工事が進まず、避難所として使えないところ

ニーズ、視点、全ての人権の享受に完全に配慮した災害救援と復旧・復興支援を実施するよう最大限努力し、その際女性の専門家の関与やフィールド・ワーカーのジェンダーバランスを奨励する。

(f). 災害後の状況において、性やジェンダーに基づく暴力や人身取引のリスク、女兒、保護者のいない子どもや孤児の特別な脆弱性を含む様々な形態の搾取の予防に特別に注意を払うよう確保する。

(g). 災害後の状況において女性が再度被害者にならないよう女性のニーズを考慮し、性やジェンダーに基づく暴力の被害者の保護、ケア及び支援、さらに適切な場合には被害者に対し特に取調べ、起訴における支援のための法的サービスやその他関連サービスの提供を確保する。

(h). 男女に平等な経済的機会を保証することを支援するため、職業訓練や技能訓練を含めジェンダーに配慮した経済的復旧・復興プロジェクト等を策定、実施、評価し、その際女性の社会・経済的プロセスにおける役割に応じて正規雇用部門への女性の迅速な統合・再統合への障害を取り除くことに注意し、また自然災害が引き起こす可能性のある都市と農村間の人の移動を考慮する。

(i). コミュニティー・ベースのビジネス、必要な社会的サービスの構築及び市場、信用、その他金融サービスへのアクセスへの支援を通じ自然災害の影響を受けた女性、特に農村女性の収入創出及び雇用機会を促進する。

(j). 自然災害早期警報システムへの男女の平等なアクセスを確保し、男女の固有のニーズや視点全ての人権を考慮した防災計画を促進し、科学技術分野を含めジェンダーに配慮した防災に関する住民意識を高めすべてのレベルで訓練を提供する。

(k). 防災に関する情報、訓練、公教育、ノンフォーマル教育への女性・女兒の平等なアクセスと利用を確保し女性・女兒がこれらのリソースを完全に活用できるようにする。

(l). 性別、年齢別、障害別の人口・社会経済統計を体系的に収集するとともにジェンダーに配慮したニーズ評価と計画策定過程等を通じ、ジェンダー指標の開発とジェンダーによる差異の分析を継続し、

これらの情報を防災、災害管理政策やプログラムに統合する。

(m). ジェンダーの視点から災害救援を記録、評価するとともに好事例、教訓、防災のための技術を含むツールに関する情報を国内地域、国際的に広く共有しそれら情報の防災計画への統合を促進及び確保する。

(n). 災害管理および女性の完全な参画を確保する包括的で災害に強い社会造りの促進に際してコミュニティー・ベースの組織、女性団体やボランティアを含む市民社会の役割を認識し更にこれを促進する。

(o). 特に女性のニーズに対応するための女性の専門家やボランティアの重要な役割を認識し、災害予防、軽減、事前準備を含む防災、災害救援、復旧・復興における彼らの更なる参加を奨励する。

(p). 防災、災害救援、復旧・復興のすべての局面においてジェンダーの視点を強化するため、各国政府、国連機関、NGOや民間部門を含む市民社会等その他すべての関係者の間で建設的なパートナーシップを構築する。

3. 各国政府、地方自治体、国連システム、地域機関に対し、また資金援助国やその他の支援国に対し、それぞれの防災、災害救援、復旧・復興の取組において被災国政府と協力してジェンダーに配慮した計画策定、資源配分を通じて、女性・女兒の脆弱性及び能力に対応するよう奨励する。

4. すべての関係国連機関に対しそれぞれのマנדートに応じて防災、災害救援、復旧・復興のすべての局面において引き続きジェンダー視点の主流化を確保するよう要請する。

5. 国連システム加盟国その他関係者に対し、2015年の第3回国連防災世界会議を含む、防災に関する取組において引き続きジェンダーの視点の取り入れを促進するよう要請する。

6. 事務総長に対し既存の国連の枠組みの中で、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントの問題に更にはどう対応するかの提案を含め、本決議の実施について第58回婦人の地位委員会に報告することを要請する。

第56回国連婦人の地位委員会

「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議

(和文仮訳)

2012年3月9日採択

この決議はCSWで初めて日本政府が案文を提出、日本を含む50カ国の共同提案として3月9日に全体会にかけられ、総意により採択された。

国連婦人の地位委員会は、
(前文)

・自然災害は人間の生命や災害後の生活条件に影響を与え、しばしば女性及び子ども、高齢者、障害者を含む脆弱な人々により直接的かつ負の影響を与えること、また自然災害はジェンダー不平等、男女の固定的性別役割、女性に対する差別により適切な情報、経済的機会への平等なアクセスの不足、貧困と社会的排除、安全、異なる家族責任等関連するリスクや脆弱性に関して男女にしばしば異なる影響を及ぼすことに留意し、

・北京行動綱領及び第23回国連特別総会成果文書における自然災害に影響を受けた女性・女兒に関するコミットメントを再確認し、同特別総会成果文書が災害の予防、軽減、復旧・復興戦略にジェンダーの視点を含めることの必要性を強調したことについても再確認し、

・2002年3月15日の第46回国連婦人の地位委員会(CSW)合意結論、2005年3月11日のCSW決議49/5及び2011年3月4日のCSW決議55/1「気候変動に関する政策・戦略におけるジェンダー平等主流化と女性のエンパワーメント促進」、2005年1月に神戸で開催された国連防災世界会議で採択された兵庫宣言及び兵庫行動枠組2005—2015並びにA/RES/66/9及びA/RES/66/120を含む関連の総会決議を想起し、

・2011年3月11日の東日本大震災や、その他最近人道支援アピールが行われたものを含む、世界の全ての地域の自然災害への救助及び復旧・復興努力において、被災国の対応や国際社会からよせられた支援・援助を歓迎しつつ一方で、ジェンダーに配慮した災害管理を含む、それらの対応における更なる取組の重要性を強調し、

・防災、災害救援、復旧・復興のあらゆる段階において女性、及び子ども、高齢者、障害者を含む脆弱な人々の特有のニーズを平等に考慮すること、それらの人々が右段階に参加する平等な機会を確保する

こと、及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進し、コミュニティの回復力を強化し、災害に対する社会の脆弱性を減少させるような、人々の絆に支えられ、コミュニティを基盤とした包摂型の社会造りを行うために人間中心の包括的なアプローチを求めることの重要性を強調し、

(主文)

1. 女性が防災(災害予防、軽減、事前準備)、災害救援、修復と再建を含む復旧・復興において極めて重要な役割を果たすこと、また特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントを進めるために、女性が災害に対処する能力を強化する必要があることを認識。

2. 各国政府及び適当な場合は国連機関、NGO、民間セクターを含む市民社会、その他関係者に対し、以下の取組を求める。

(a). 国の政策、戦略、計画を見直し、自然災害が女性と男性に与える異なるインパクトを考慮しつつ、防災、災害救援、復旧・復興に関する政策、計画予算にジェンダーの視点を取り入れるような措置をとる。

(b). 防災、災害救援、復旧・復興に関する資源の配分に関するものを含むすべてのレベルにおける意思決定に女性の平等な参画の機会を確保する。

(c). 防災(災害予防、軽減、事前準備)災害救援、復旧・復興にジェンダーに配慮したアプローチを適用するためすべてのレベルの関係機関の能力を強化し、関係者の意識を高め関係機関間の連携を促進する。

(d). 防災(災害予防、軽減、事前準備)、災害救援、復旧・復興のあらゆる段階において、女性・女兒がすべての人権を完全に享受できるよう確保する。

(e). 災害救援への男女の平等なアクセスを保証し、食糧・物資、水と衛生、シェルターの設置と管理、安全・治安、身体的、精神的及び緊急のヘルスケア(性と生殖に関する健康を含む)等の提供に際し、特に妊産婦、授乳中の女性、幼児のいる家庭、母子・父子家庭、未亡人のニーズに注意を払いつつ女性の